



# 鳥取県公報

平成16年10月15日(金)  
号外第145号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (42) (行政経営推進課) ... 4
	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 (43) (＼) ..... 7
	鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例 (44) (＼) ..... 16

### ——公布された条例のあらまし——

#### 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

##### 1 目的 (第1条関係)

この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とすることとした。

##### 2 定義 (第2条関係)

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 条例等 条例及び執行機関の規則 (地方自治法に規定する地方公共団体の委員会の定める規程及び地方公営企業法に規定する企業管理規程を含む。)をいう。

イ 県の機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

ウ 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

エ 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

オ 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

カ 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。

キ 処分通知等 処分 (行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。) の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知 (不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

ク 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

ケ 作成等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

コ 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

##### 3 電子情報処理組織による申請等 (第3条関係)

(1) 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととし

ているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができることとした。

(2) (1)の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用することとした。

(3) (1)により行われた申請等については、当該申請等を同一内容の書面等により複数提出して行うもの（正本、副本、正本の写しその他これらに類する書類を提出して行うものを含む。以下同じ。）として規定した申請等に関する条例等の規定にかかわらず、当該申請等に係る書面等が当該申請等に関する条例等の規定により必要とされた数の提出がされたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用することとした。この場合において、当該申請等に係る電磁的記録については、当該条例等に規定する書面等の正本、副本、正本の写しその他これらに類する書類とみなして、当該条例等の規定を適用することとした。

(4) (1)により行われた申請等は、(1)の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなすこととした。

(5) (1)の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをもって当該署名等に代えさせることができることとした。

#### 4 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）

(1) 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもので、県の機関が別に定める手続等については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができることとした。

(2) (1)により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用することとした。

(3) (1)により行われた処分通知等は、(1)の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなすこととした。

(4) (1)の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。

#### 5 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）

(1) 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができることとした。

(2) (1)により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用することとした。

#### 6 電磁的記録による作成等（第6条関係）

(1) 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、書面等

の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができることとした。

(2) (1)により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用することとした。

(3) (1)の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。

#### 7 適用除外 (第7条関係)

県の機関の職員が、他の条例等の規定により、検査、調査等を行うため、立入り等を行う場合において、当該条例等の規定によりその身分等を証するために交付される書類 (以下「身分証等」という。) 及び身分証等に係る交付、再交付、提示、携帯等の手続については、この条例の規定は、適用しないこととした。

#### 8 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表 (第8条関係)

知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする事とした。

#### 9 規則への委任 (第9条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

#### 10 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

#### 1 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外等 (第1条～第6条、第8条～第16条関係)

手続等に当たって現物を要する手続等を鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外とする等、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県行政手続条例
- (2) 鳥取県情報公開条例
- (3) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例
- (4) 職員の旅費に関する条例
- (5) 鳥取県税条例
- (6) 鳥取県産業廃棄物処分場税条例
- (7) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例
- (8) 鳥取県福祉のまちづくり条例
- (9) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例
- (10) 鳥取県魚介類行商条例
- (11) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例
- (12) 鳥取県改良普及員資格試験条例
- (13) 鳥取県地方卸売市場条例
- (14) 鳥取県林業改良指導員資格試験条例
- (15) 金属屑業条例

#### 2 本人確認情報を利用することができる事務 (第7条関係)

住民基本台帳法に基づき、本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。

## 3 施行期日

この条例は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行の日から施行することとした。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例

## 1 趣旨（第1条関係）

この条例は、鳥取県が資本金等の2分の1以上を出資している法人等（以下「県出資法人等」という。）が給与等の状況を自ら県民に公表すること等により、県出資法人等の運営の透明性を確保することを目的とすることとした。

## 2 給与制度等の公開（第2条関係）

県出資法人等は、規則で定めるところにより、次の事項を公表しなければならないこととした。

- (1) 県出資法人等の職員に係る給与制度
- (2) 県出資法人等の職員に係る給与の支給の状況
- (3) 県出資法人等の職員に係る給与制度の変更
- (4) その他規則に規定する事項

## 3 議会への報告（第3条関係）

- (1) 県出資法人等は、規則で定めるところにより、2の(1)から(4)までの事項を、知事を通じて鳥取県議会（以下「県議会」という。）に報告しなければならないこととした。
- (2) 県出資法人等は、(1)による報告を、2の(1)及び(2)の事項にあっては地方自治法の規定により当該県出資法人等の経営状況を説明する書類が提出される県議会に、2の(3)及び(4)の事項にあっては当該報告すべき事項が生じた日以降の最初の県議会に、それぞれ行うものとする事とした。

## 4 委任（第4条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

## 5 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)又は(2)に規定する事項に係る2及び3の規定は、この条例の施行の日以降に終了した県出資法人等の事業年度分から適用することとした。
- (2) この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失うこととした。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

---

## 条 例

---

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第42号**

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。
- (2) 県の機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

## (電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等については、当該申請等を同一内容の書面等により複数提出して行うもの（正本、副本、正本の写しその他これらに類する書類を提出して行うものを含む。以下同じ。）として規定した申請等に関する条例等の規定にかかわらず、当該申請等に係る書面等が当該申請等に関する条例等の規定により必要とされた数の提出がされたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。この場合において、当該申請等に係る電磁的記録については、当該条例等に規定する書面等の正本、副本、正本の写しその他これらに類する書類とみなして、当該条例等の規定を適用する。
- 4 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。
- 5 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもので、県の機関が別に定める手続等については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 県の機関の職員が、他の条例等の規定により、検査、調査等を行うため、立入り等を行う場合において、当該条例等の規定によりその身分等を証するために交付される書類（以下「身分証等」という。）及び身分証等に係る交付、再交付、提示、携帯等の手続については、この条例の規定は、適用しない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第43号**

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 知事等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示すものとする。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類<u>その他の申請の内容から明らかであるときは</u>、申請者の求めがあったときにこれを示すものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式<u>その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>	<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 知事等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示すものとする。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示すものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示請求の方法)</p> <p>第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(開示請求の方法)</p> <p>第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法又は規則で定める方法により行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 第1項の警告書については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第3条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(調査等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p>

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 職員の旅費に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、当該旅行者に当該旅行に関する事項を記載した旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）の提示をしなければならない。ただし、旅行命令簿等の提示をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。</p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、当該旅行者に当該旅行に関する事項を記載した旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）の提示（<u>当該旅行命令簿等の提示に代えて当該旅行命令簿等に記載すべき事項を人事委員会規則で定める方法により提供することを含む。以下この条において同じ。</u>）をしなければならない。ただし、旅行命令簿等の提示をするいとまがない場合には、口頭により旅行命</p>

5～7 略

令等を発し、又はこれを変更することができる。

5～7 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第5条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p><u>(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外)</u></p> <p>第18条の2 第195条第2項の承認に係る申請、第197条第7項の返納及び第198条第1項の申請については、<u>鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第3条の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 第130条第3項、第197条第1項及び第5項並びに第198条第4項の交付並びに第197条第6項の書換えに係る交付については、<u>鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。</u></p>	

(鳥取県産業廃棄物処分場税条例の一部改正)

第6条 鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(特別徴収義務者としての登録)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 <u>第4項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p>12 <u>第8項の返却については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(特別徴収義務者としての登録)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～10 略</p>

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第7条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を

加える。

改正後	改正前
<p><u>(本人確認情報を利用することができる事務)</u></p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 栄養士法(昭和22年法律第245号)による同法第4条第1項の免許に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 温泉法(昭和23年法律第125号)による同法第15条第1項の登録に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)による同省令第9条第2号又は同省令第10条の3第2号の指定に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)による同条例第6条第2項の決定若しくは同条例第9条の5第3項の意見の申出(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年鳥取県条例第5号)第8条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の意見の申出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)による同条例第3条の許可(鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘に係るものに限る。)に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)による同条例第12条の許可に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)による同条例第4条第1項の承認又は同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)による同条例第15条の資金の貸付けその他の援助に関する事務であって規則で定めるもの</p>	

(9) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例第12条の3第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(10) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）による同条例第11条第1項又は同条例第13条第1項の許可に関する事務であって規則で定めるもの

(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）による同規則第8条第5項の指定又は同規則第9条第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第3条 略

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第4条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第5条 略

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第2条 略

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第3条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第4条 略

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第8条 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>情報通信の技術を利用する方法による手続等</u>)</p> <p><u>第7条</u> <u>法第44条の2の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合に関し定める事項については、規則で定める。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>

(鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第9条 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(適合証の交付) 第15条 略 2 略 <u>3 前項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。</u>	(適合証の交付) 第15条 略 2 略

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略 第2章の2 動物取扱業の規制（ <u>第10条の2 - 第10条の18</u> ） 第3章～第7章 略 附則  <u>（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）</u> <u>第10条の18 第10条の5第2項、第10条の8第2項及び第10条の11第2項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。</u> <u>2 第10条の10、第10条の11第1項、第10条の12及び第10条の15第3項の返納については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定は、適用しない。</u>  第3章 特定動物の飼育	目次 第1章及び第2章 略 第2章の2 動物取扱業の規制（ <u>第10条の2 - 第10条の17</u> ） 第3章～第7章 略 附則

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第11条 鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）</u></p> <p>第13条 <u>第4条及び第7条の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>第6条の返納については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定は、適用しない。</u></p> <p>（罰則）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>第12条の規定による営業の停止命令に従わなかった者</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p>第15条 略</p>	<p>（罰則）</p> <p>第13条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>前条の規定による営業の停止命令に従わなかった者</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p>第14条 略</p>

（鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正）

第12条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>前3項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p>（認証）</p> <p>第12条 略</p>	<p>（免許）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（認証）</p> <p>第12条 略</p>

2～5 略

6 前3項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。

(認証事業者の地位の承継)

第14条 略

2及び3 略

4 前項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。

2～5 略

(認証事業者の地位の承継)

第14条 略

2及び3 略

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正)

第13条 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(合格の公表及び合格証書) 第8条 略 2 合格証書を失い、又はき損した者は、合格証書の再交付を申請することができる。この場合における交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第4条の規定は、適用しない。	(合格の公表及び合格証書) 第8条 略 2 合格証書を失い、又はき損した者は、合格証書の再交付を申請することができる。

(鳥取県地方卸売市場条例の一部改正)

第14条 鳥取県地方卸売市場条例(昭和46年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(許可証) 第7条 略 2 略 3 第1項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第4条の規定は、適用しない。	(許可証) 第7条 略 2 略

(鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正)

第15条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(合格の公表及び合格証書)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 合格証書を失い又はき損した者は、合格証書の再交付を申請することができる。<u>この場合における交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(合格の公表及び合格証書)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 合格証書を失い又はき損した者は、合格証書の再交付を申請することができる。</p>

(金属屑業条例の一部改正)

第16条 金属屑業条例（昭和27年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）</u></p> <p>第16条 <u>第3条第1項及び第3項、第4条第1項並びに第5条の届出並びに第7条第1項から第3項までの返納については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第3条の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>第6条第1項から第3項までの交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(委任規定)</p> <p>第17条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 略</p> <p>第19条 略</p> <p>第20条 略</p>	<p>(委任規定)</p> <p>第16条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条 略</p> <p>第19条 略</p>

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第17条から第19条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）の施行の日から施行する。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第44号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第1号及び第2号に規定する法人であって、鳥取県が設立し、又は資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資したものの（以下「県出資法人等」という。）が給与等の状況を自ら県民に公表すること等により、県出資法人等の運営の透明性を確保することを目的とする。

(給与制度等の公開)

第2条 県出資法人等は、規則で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。

- (1) 県出資法人等の職員に係る給与制度
- (2) 県出資法人等の職員に係る給与の支給の状況
- (3) 県出資法人等の職員に係る給与制度の変更
- (4) その他規則に規定する事項

(議会への報告)

第3条 県出資法人等は、規則で定めるところにより、前条各号の事項を、知事を通じて鳥取県議会（以下「県議会」という。）に報告しなければならない。

2 県出資法人等は、前項の規定による報告を、前条第1号及び第2号の事項にあつては地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により当該県出資法人等の経営状況を説明する書類が提出される県議会に、前条第3号及び第4号の事項にあつては当該報告すべき事項が生じた日以降の最初の県議会に、それぞれ行うものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号又は第2号に規定する事項に係る同条及び第3

条の規定は、この条例の施行の日以降に終了した県出資法人等の事業年度分から適用する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

